

1 生徒心得

この規則は勤労生徒としての誇りをもち、豊かな教養と秩序ある社会生活を身につけ、学習と勤労の両立を図るため示したものである。

第一章 基本心得

第 1 条 本校生徒は常に本校の教育方針・諸規定を守り、校内活動には積極的に協力し、本校の発展に努めること。

第 2 条 本校生徒は常時身分証明書を携行しておくこと。

第二章 一般心得

第一節 礼儀

第 3 条 本校生徒は本校の教職員並びに外来者に敬意を表し、生徒相互間においても自発的な敬愛の意を表すこと。

第 4 条 各種の行事、集会、その他の集団活動の場合は、静かにするとともに他人の発言、発表を傾聴すること。

第二節 学習

第 5 条 学習中は真剣に取り組むこと。

第 6 条 遅刻、早退、その他で授業中に入・退出する時は、担当教師にその理由を述べ、許可を受けること。

第 7 条 学校に登校後は、下校時まで無許可で校外に出ないこと。

第三節 服装・頭髪

第 8 条 服装は端正にして、華美に流れず、清潔に心がけること。

第 9 条 頭髪は男女とも、清潔で、見苦しくないようにしておくこと。

第 10 条 校舎内では規定のスリッパを着用し土足を厳禁する。また、体育館では体育館専用シューズを着用すること。

第 11 条 学用品。スリッパ等自分の所持品には必ず学年・氏名を正しく記入すること。また、他人の物品は無断借用をしないこと。

第四節 厳禁事項

第 12 条 本校の教育方針に基づき、学校生活または教育上好ましくない行為があった生徒に対し、生徒指導部による指導及び懲戒処分の特例指導を行う。

以下の事項については特に違反のないように注意すること。

- (1) 暴力、脅迫行為

- (2) 薬物乱用
- (3) 暴走行為等の交通違反
- (4) 破廉恥行為（窃盗、万引き、カンニング等）
- (5) 凶器所持
- (6) 飲酒・喫煙
- (7) 公共物及びに他人の器物破損
- (8) 不健全娯楽場など禁止場所への出入
- (9) その他本校生徒として著しく逸脱した行為
- (10) 指導拒否

第2項 懲戒の目的、種類、指導措置の決定、指導内容、出席の取扱等については、別に懲戒規定を定める。

第三章 校内心得

第一節 清掃

第13条 学習環境の整理に心がけ、校舎内外を汚さないこと。そのため、特に紙屑を塵箱以外に捨てたり、落書き等を絶対にしないこと。また、戸締りを確実にすること。

第二節 公共物

第14条 公共物は大切に扱い、破損しないように注意すること。破損した場合は直ちに学校に申し出ること。

第15条 校具等の使用は必ず管理責任者の先生の許可を受けて使用すること。

第三節 その他

第16条 校内において、みだりに火気を使用しないこと。

第17条 盗難、紛失の事故があった場合は直ちにホームルーム担任に届出ること。

第四章 登・下校心得

第18条 登・下校時間を厳守すること。一般生徒の下校時間は21時15分である。

第19条 登・下校の際は交通法規を守り、交通安全に努めること。

第20条 二輪車または自動車に登校する生徒は、許可願を提出し、許可を受けること。

第五章 校外心得

第21条 夜間外出、および外泊は絶対にしないこと。

第22条 学割や定期券の不正使用は絶対にしないこと。

第23条 交通規則を遵守し交通違反などは絶対にしないこと。

第24条 本校の生徒としての自覚に基づき、責任ある言動をすること。

第六章 諸届の励行

第25条 欠席、欠課をする場合は、予め届出てホームルーム担任の許可を受けること。やむを得ない場合は、事後速やかに担任まで届出ること。

第26条 病気その他やむを得ない事由のため、早退する場合はホームルーム担任の許可を受けること。

第27条 諸届、諸連絡はホームルーム担任を通じて確実にを行うこと。長期にわたる欠席、遅刻または早退については、別紙の様式でホームルーム担任を通じて保護者（職場責任者）連署の上、理由をつけて届出ること。

第28条 旅行等については、学校に届出てホームルーム担任の指導を受けること。

第七章 その他

第29条 校納金は毎月20日までに必ず納入すること。

付則 この生徒心得は平成18年4月1日から適用する。

2 自動車等による通学規則

この規則は自動車及び二輪車（以下自動車等と略称）による通学途上等で交通規則を遵守させ、交通安全を図ることで自他の生命尊重の精神の育成・向上を目的とする。

第1条 自動車等で通学しようとする生徒は、別紙様式の「自動車・二輪車による通学許可願」を提出し許可を得ること。

第2条 二輪車で通学する場合は、排気量が125cc以下であること。

第3条 自動車等で通学する生徒は校内では徐行し、安全運転に努めること。

第4条 安全運転に必要な機能の整備を完全にしておくこと。

第5条 自動車等で通学する場合は必ず任意保険に加入し、その保険の写しを許可願と一緒に提出すること。

第6条 交通違反、交通事故を起こした場合は、ただちに学校に届出ること。

第7条 道路交通法並びに学校の規則を遵守し、交通違反や交通事故を起こさないように充分気をつけること。

第8条 以上の規則を守らなかった場合は、自動車等による通学許可を取り消すことがある。

付則 この規則は、平成2年4月1日から適用する。